

■助成・給付

番号	制度・手続名	対象者	概要	問合せ先
1	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響によりひと月の売上が、前年同月比で50%以上減少している事業者 ※①主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、②2020年1月～3月の間に創業した事業者にも支援対象が拡大しています。 その他要件あります。	新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。 【給付額】 法人 200万円（最大） 個人事業者 100万円（最大）	申請サポート会場 大分会場：大分市府内町1-4-28 大分センチュリーホテルB1  電話予約窓口（オペレーター対応） ☎ 0570-077-866 (受付時間：月～土 9:00～17:00)  持続化給付金事業 お問い合わせ・相談窓口 ☎ 0120-279-292 ☎ 03-6832-6631 ※料金がかかります  (8月31日以前に申請の方や申請サポートに関するお問い合わせ・相談窓口) ☎ 0120-115-570 ☎ 03-6831-0613 ※料金がかかります ・毎日8時半～19時(9月～12月は土曜・祝日を除く)
2	家賃支援給付金	法人は、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。個人事業者はフリーランスを含み、幅広く対象。 申請期限：2011年1月15日（金）	申請日の直前1か月以内に支払った賃料などをもとに算定された金額が給付されます。（法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円） ①賃料が75万円以下： 賃料の2/3を6倍した金額を給付 ②賃料が75万円以上： 300万円と、75万円を超える金額の1/3を6倍した金額の合計	家賃給付金コールセンター ☎0120-653-930 8時30分～19時00分（土曜祝日除く）
3	持続化給付金 (農林漁業者向け)	①税務申告をした農林漁業者が対象 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が、前年同月比で50%以上減少している事業者 ※その他要件あります。	新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。 【給付額】 法人 200万円（最大） 個人事業者 100万円（最大）	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570 ☎ 03-6831-0613 ※料金がかかります ・毎日8時半～19時
4	雇用調整助成金の特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。 【助成率】 大企業3/4、中小企業10/10（最大） 【支給限度日数】 1年間で100日、3年150日+緊急対応期間	大分労働局大分助成金センター ☎ 097-535-2100  ハローワーク別府 ☎ 23-8609

■助成・給付

番号	制度・手続名	対象者	概要	問合せ先
5	新型コロナウイルス感染症 緊急対策特別資金利子補給 制度 <b>別府市独自</b>	以下の条件をすべて満たす方 ・大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資を受けていること。 ・市内に本店又は主たる事業所を有していること。 ・税を完納していること。	大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金をご利用する方で、一定の要件を満たす場合に、ご返済の際に生じる利子（6か月分）を市が負担します。	産業政策課 <b>☎ 21-1132</b>
6	小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)	令和2年2月27日から9月30日までの間に労働基準法の年次休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に保護者である労働者に、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業者を助成します。 【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 日額上限 15,000円	学校等休業助成金・支援金 等相談コールセンター <b>☎ 0120-60-3999</b> 9時～21時（土日・祝日含む）
7	小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	・個人で就業する予定であった方 ・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの方	新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなっている保護者へ支援金を支給します。 【支給額】 就業できなかった日について1日あたり定額 7,500円	学校等休業助成金・支援金 等相談コールセンター <b>☎ 0120-60-3999</b> 9時～21時（土日・祝日含む）
8	小規模事業者持続化補助金 (コロナ特別対応型)の売上減少証明書の交付申請	小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の申請を行う小規模事業者であって、新型コロナウイルス感染症により売上減少が生じており、下記のいずれかに該当する事業者 ・セーフティネット保証4号をお持ちの事業者 ・令和2年2月から令和3年1月31日までの任意の1ヶ月間の売上高が前年同月比で20%以上減少していること	本補助金事業は、具体的な対策(サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備)に取り組む小規模事業者等の地道な 販路開拓等を支援するため、原則100万円(補助率:2/3または3/4)を上限に補助するものです。	【本補助金の詳細・申請】 日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局 <b>☎03-6447-5485</b>
9	IT導入補助金(IT導入) 【特別枠】	日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業及び特定非営利活動法人	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、営業経費を補助対象とした「特別枠」を新たに設け、優先的に支援します。 【補助上限】450万円 【補助率】 特別枠:2/3もしくは 3/4 <small>※投資内容で補助率が変わります。</small>	サービスデザイン推進協議会 <b>☎ 0570-666-424</b>

■助成・給付

番号	制度・手続名	対象者	概要	問合せ先
10	大分県 災害時小規模事業者持続化 支援事業補助金	新型コロナウイルスの影響により国の小規模事業者持続化補助金の採択を受けた小規模事業者	新型コロナウイルスの影響により国の小規模事業者持続化補助金の採択を受けた小規模事業者に対し、国庫補助に上乘せして助成します。	大分県 商工観光労働企画課 ☎ 097-506-3218
11	大分県 災害時中小企業者持続化支 援事業補助金	新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者（国の小規模事業者持続化補助金の対象となる小規模事業者を除く）	新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者（国の小規模事業者持続化補助金の対象となる小規模事業者を除く）が感染症に対する事業継続計画（BCP）を策定したうえで取組む販路開拓等の取組みに対し補助します。 ・補助率：県2/3	大分県 商工観光労働企画課 ☎ 097-506-3218
12	大分県中小企業・小規模事 業者応援金	（1）県内の法人または個人事業者のうち、新型コロナウイルス感染症に関するいずれかの融資（詳しくは県HPにてご確認ください）を受けた者 （2）令和2年1月1日以降に県内で創業した者のうち、小規模事業者持続化補助金の採択通知、または大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金の交付決定通知を受けた者	交付額： ・対象者のうち（1）に該当する者 法人30万円、個人事業者15万円 ・対象者のうち（2）に該当する者 15万円 申請期間： 令和2年6月10日～令和2年12月31日	大分県中小企業・小規模事業者応援金相談窓口 ☎050-6865-7016 8時30分～17時15分（土日祝除く）
13	働き方改革推進支援助成金 （テレワークコース）	新たにテレワークを導入した中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。  補助率：3/4 上限額最大：300万円	テレワーク相談センター ☎ 0120-91-6479 平日 9時～17時
14	別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金	（1）国の令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金事業<一般型（補助率2/3、補助上限額50万円）>において採択された小規模事業者 （2）国の令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金事業<コロナ特別対応型（補助率2/3又は3/4、補助上限額100万円）>において採択された小規模事業者	新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けながらも、国の小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓等に取組む小規模事業者等に対し、国庫補助に上乘せして助成します。 補助率： 国庫補助2/3の場合は1/6以内 国庫補助3/4の場合は1/12以内 上限額最大：15万円	産業政策課 ☎ 21-1132

■税の軽減・申告等の延長

番号	制度・手続名	対象者	概要	問合せ先
1	法人市民税等の申告・納付期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある法人等。	新型コロナウイルス感染症の影響により、法人等がその期限までに申告・納付ができない場合には、申請により期限の個別延長ができます。	法人市民税・市たばこ税・入湯税 ：市民税課 ☎ 21-1119
2	市県民税の減免	【減免・猶予等の適用基準の目安】 ・新型コロナウイルス感染症により死亡または障害者となった場合 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響が直接の原因である所得の3割以上の減少（ただし前年の合計所得金額が400万円以下） ・納税が著しく困難な人	納期が到来していない市県民税（所得割額のみ、均等割額は減免対象外）のうち、1/8の額から全額が減額されます。所得は、年間所得を比較するため、該当するかどうかは、令和3年3月以降に確定します。	市民税課 ☎ 21-1119
3	市税の猶予制度	下記事項のいずれも満たす方が対象となります。 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納税を行うことが困難であること。	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時的に納付することが困難な場合、猶予制度が適用される場合があります。 対象税目：市県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、法人市民税等	債権管理課 ☎ 21-1121
4	上下水道料金の納付の猶予 <b>別府市独自</b>	新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少し、上下水道料金の支払いが困難な方。 ※個人・法人は問いません。	支援内容については個別にご相談のうえ決定します。	上下水道局 営業課 ☎ 24-0804
5	固定資産税・都市計画税の軽減（令和3年度課税分）	・中小事業者等（ただし大企業の子会社等は除く） ・令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計額が、前年の同期間と比較して30%以上減少していること。	・令和3年度課税分の固定資産税・都市計画税のうち、事業用家屋及び償却資産が軽減の対象です。 ・事業収入が30%以上50%未満減少している場合は2分の1軽減、50%以上減少している場合は全額軽減します。	資産税課 ☎ 21-1120

■融資

番号	制度・手続名	対象者	概要	問合せ先
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</li> <li>・業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次の①から③のいずれかと比較して5%以上減少している方</li> <li>①過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高</li> <li>②令和元年12月の売上高</li> <li>③令和元年10月から12月の平均売上高</li> </ul>	<p>日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。</p> <p>（国民生活事業の場合）</p> <p>【限度額】8,000万円（別枠）</p> <p>【ご返済期間】</p> <p>設備資金20年以内（据置5年以内）</p> <p>運転資金15年以内（据置5年以内）</p> <p>【利率】</p> <p>4,000万円を限度として融資後3年目までは 基準金利→0.9%、4年目以降は基準金利</p> <p>※特別利子補給制度</p> <p>一部の対象者については、借入後当初3年間は利子補給により実質無利子になります。</p>	<p>【申込】</p> <p>日本政策金融公庫 別府支店</p> <p>☎ 25-1151</p>
2	がんばろう！おおいた資金繰り応援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①セーフティネット保証4号、または、危機関連保証の認定を受けた方</li> <li>②セーフティネット保証5号の認定を受けた方</li> </ul>	<p>融資限度額：3000万円（6/19～4000万円に引上げ）</p> <p>融資期間：10年以内（うち据置5年以内）</p> <p>融資利率：年1.3%（ただし各種要件を満たす場合は3年間実質年0%）</p> <p>※その他要件あり、大分県による利子補給補助金制度あり</p> <p>取扱期間 令和2年5月1日～令和2年12月31日</p>	<p>大分県経営創造・金融課</p> <p>金融・再生支援班</p> <p>☎097-506-3226</p>
3	大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金	<p>新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高が前年同期比で3%以上減少することが見込まれる県内中小企業・小規模事業者</p>	<p>融資限度額：1億6000万円</p> <p>融資期間：10年以内（うち据置2年以内）</p> <p>融資利率：年1.3%</p> <p>※その他要件あり</p> <p>取扱期間 令和2年3月5日～令和2年12月31日</p>	<p>大分県経営創造・金融課</p> <p>金融・再生支援班</p> <p>☎097-506-3226</p>
4	セーフティネット保証の認定【4号】【5号】	<p>【4号】</p> <p>最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者</p> <p>【5号】</p> <p>国が指定する業種に属する事業を営み、最近3か月の売上高等が前年同月の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠での保証が利用可能となる制度です。</p> <p>制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。</p>	<p>産業政策課</p> <p>☎ 21-1132</p>

■融資

番号	制度・手続名	対象者	概要	問合せ先
5	危機関連保証の認定	最近1カ月の売上高等が前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、既の実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証が発動され、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠での保証が利用可能となります。 制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。	産業政策課 ☎ 21-1132
6	農林漁業セーフティネット資金の融資制度	主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占めていること）、認定農業者等	農林漁業セーフティネット資金の貸付金の融資要件に「新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがあること」が追加されました。	日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業部 ☎ 097-532-8491
7	農業近代化資金の融資制度	主業農業者（農業所得が総所得の過半を占めていること）、認定農業者等	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた農業者に対する農業近代化資金の貸し付けの特例が設けられました。 ①貸付当初5年間実質無利子化 ②農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除 ③実質無担保化	農協・金融機関等 JAべっふ日出 本店 ☎ 66-1228

■相談窓口

番号	制度・手続名	対象者	問合せ先
1	大分県雇用維持支援センター	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業を余儀なくされた事業主を対象に、主に4月から拡大された「雇用調整助成金」の特例措置を活用するための支援を行います。 ※社会保険労務士に無料相談出来ます。 ※来所相談は、事前の電話予約が必要です。	大分県 雇用維持支援センター ☎ 0120-575-626 9時30分～16時30分（土日祝除く） 【相談窓口】 〒870-0021 大分市府内町1丁目6番21号 山王ファーストビル3階 大分県社会保険労務士会事務所内
2	新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口	事業主や労働者からのさまざまな労働相談に対応します。	大分労働局 雇用環境・均等室 ☎ 097-536-0110 8時30分～17時15分（土日祝除く）
3	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	経営、資金繰り等に関する相談	別府商工会議所 中小企業相談所 ☎ 25-3311 日本政策金融公庫別府支店 ☎ 25-1151 商工中金大分支店 ☎ 097-534-4157 大分県信用保証協会 ☎ 097-532-8247 大分県よろず支援拠点 ☎ 097-537-2837 大分県商工会連合会 ☎ 097-534-9507 大分県中小企業団体中央会 ☎ 097-536-6331
4	新型コロナウイルス感染症緊急経営・雇用相談窓口 <b>別府市独自</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続に支障をきたしている市内の事業者等からの各種相談に対応します。 ・経営全般に関する相談 ・従業員の再就職に関する相談 など ※中小企業診断士による経営相談もお受けします。	産業政策課 ☎ 21-1132 9時～17時（土日祝を除く）
5	九州財務局金融相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症に関する金融機関との取引の相談に対応します。	大分財務事務所 ☎ 097-500-9031 平日 9時～16時

■対応期間の延長

番号	制度・手続名	対象者	概要	問合せ先
1	収入保険(農業保険)の保険料の支払い期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入保険の保険料等の支払いが困難となった農業者の方	保険料、積立金、付加保険料(事務費)の支払期限を保険期間を開始する日から起算し、11ヶ月を経過する日を限度に延長します。	全国農業共済組合連合会 ☎ 03-6265-4800  大分県農業共済組合 本所 ☎ 097-544-8110
2	農業共済の共済掛金の支払い期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、農業共済の共済掛金の支払いが困難となった農業者の方	農産物共済、畑作物共済、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済共済掛金の支払期限を令和2年9月30日まで延長します。	大分県農業共済組合 本所 ☎ 097-544-8110

■その他支援情報

番号	制度・手続名	対象者	概要	問合せ先
1	農林水産省の新型コロナウイルス感染症の対策について	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者の方々が支援の内容を探しやすいウェブサイトを開発しました。新型コロナウイルス感染症に伴う支援策を、他省庁の支援策も含め、取りまとめています。	ウェブサイト <a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html</a>  農林水産省 ☎03-3502-8111 (代表)  九州農政局企画調整室 ☎096-300-6010 (直通) ☎096-300-6006 (増設)
2	経営継続補助金	農林漁業者 1. 常時従業員20人以下 2. 支援機関(農協・大分県農業会議)の支援を受けることが必要	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓・生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取り組みを支援します。  【補助上限額】 ①経営継続に関する取組に要する経費 補助率3/4 補助上限額100万円 + ②感染拡大防止の取組に要する経費 補助率定額 補助上限額50万円  ※補助対象経費の1/6を「接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費」又は「感染時の業務継続体制の構築に要する経費」に充てる必要があります。	農業経営相談所 (大分県農業会議) ☎097-532-4385